

令和8年第2回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和8年6月10日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1番 森岡茂夫君	2番 海野好詔君
3番 久原拓美君	5番 塩崎伸一君
6番 福田忠由君	7番 由谷恭兵君
8番 水谷育生君	9番 筋師光博君
10番 花村計君	

欠席議員（0名）

なし

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副主幹 和田正希君
住民福祉課長 山下真一君	住民福祉課企画員 稲藪江美君
住民福祉課主幹 榊田将樹君	産業建設課長 脊古景君
産業建設課課長 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 橋爪健君
教育次長 森本直樹君	教育委員会主幹 櫻井敬人君

○本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 2 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 5 承認第 3 号 令和 7 年度太地町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 6 承認第 4 号 令和 7 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 承認第 5 号 令和 7 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 同意案第 1 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 9 同意案第 2 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 10 同意案第 3 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 11 同意案第 4 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 12 同意案第 5 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 13 同意案第 6 号 太地町農業委員会委員の任命
- 日程第 14 報告第 1 号 令和 7 年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書
- 日程第 15 報告第 2 号 令和 7 年度太地町一般会計予算事故繰越し繰越計算書
- 日程第 16 議案第 23 号 太地町清掃センター資源ごみ分別回収場整備工事請負契約
- 日程第 17 議案第 24 号 令和 8 年度太地町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 25 号 令和 8 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議員派遣の件
- 追加日程第 1 各常任委員会の閉会中の継続調査
- 日程第 20 一般質問

△開 会 午前 9時00分

○議長（花村 計君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より本会議の運営について報告いたします。水谷委員長。

○8番（水谷育生君）

報告いたします。去る6月8日、午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和8年第2回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は本日より6月15日までの6日間とし、6月13日、14日を休会とします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い、終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。次に、服装について、クールビズを実施しておりますが、今後は年間を通じてネクタイの着用は自由といたしますのでよろしくお願い申し上げます。以上、報告を終わります。

○議長（花村 計君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は9名です。ただいまから、令和8年第2回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

△日程第1 会期の決定

○議長（花村 計君）

日程第1 会期決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月15日までの6日間に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（花村 計君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、由谷恭兵君、及び8番、水谷育生君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（花村 計君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、太地町税条例の一部改正ほか15件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおりです。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○3番（久原拓美君）

当委員会では報告事項はありません。

○議長（花村 計君）

産業建設常任委員会委員長、福田委員長。

○6番（福田忠由君）

特に報告事項ありません。

○議長（花村 計君）

議会運営委員会委員長、水谷委員長。

○8番（水谷育生君）

報告ありません。

○議長（花村 計君）

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（花村 計君）

日程第3、町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦労さまです。令和8年第2回太地町議会定例会開催に当たり、議員各位にはお集まりいただきありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、承認4件、同意案6件、報告2件、議案3件の計15件であります。詳細につきましては各担当者より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 承認第2号

○議長（花村 計君）

日程第4 承認第2号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を議

題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和8年3月31日付で専決処分させていただいている太地町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。令和8年度税制改正により、太地町税条例の上位法である地方税法などが改正されました。これに伴い、太地町税条例を改正し、令和8年4月1日より施行する必要が生じたので、この改正条例を専決処分させていただいております。改正内容は、軽自動車税の環境性能割が廃止することとされたことによる改正、特定大口株主配当等が住民税の源泉徴収の対象とされたことによる改正、肉用牛の売却に係る事業所得の特例措置の延長による改正、固定資産税の課税標準の特例を定めているわがまち特例の改正、公的な土地取得の促進に資すると認められる土地等の長期譲渡所得の特例措置の延長による改正、法律改正等に伴う規定のずれなどの整備の6点です。新旧対照表をご覧ください。1ページの第18条の3は、納税証明事項について定めているものですが、軽自動車税の環境性能割の廃止により種別割を軽自動車税に改めます。次の19条は、延滞金について定めているものですが、軽自動車税の環境性能割の廃止により、第81条の6が削除となりますので、そのことによる規定の整備です。次のページの第33条は、個人の町民税の所得割の課税標準について定めているものですが、自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が3%以上であるものの、上場株式等の配当にかかる住民税が天引き対象となったことに伴う規定の整備です。次の第80条から8ページの第91条までは、軽自動車税に関する規定ですが、全て軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備で、種別割を軽自動車税に改めることや、環境性能割に係る部分の削除、それに伴い生じる項ずれ対応などの規定の整備です。8ページ下の附則第7条の3は、居住年が平成11年から平成18年までの場合の住宅ローン控除について定めたものですが、この期間の住宅ローン控除が終了したことにより、削除します。これにより、次のページの附則第7条の3の2の規定の整備をするとともに、附則第7条の3の2を附則第7条の3に繰り上げます。10ページの附則第8条は、肉用牛に係る事業所得の特例について定めているものですが、この特例の適用期間が、令和9年度から令和12年度まで延長されたことによる改正と、附則第7条の3の削除による条ずれへの規定の整備です。11ページから12ページまでの附則第10条の2は、わがまち特例である固定資産税の課税標準の特例を定めたものですが、地方税法の改正により生じた項ずれに対応する規定の整備、わがまち特例の参酌基準の変更に伴う改正、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例の新設です。13ページから15ページまでの附則第10

条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が、すべき申告について定めたものですが、地方税法等の改正により生じた項ずれや文言の変更に対応する規定の整備です。15ページから17ページまでの附則第15条の2、第15条の3、第15条の4、第15条の5及び第15条の6は、軽自動車税の環境性能割に係る特例について定めているものですが、環境性能割の廃止により削除します。17ページから19ページの附則第16条及び第16条の2は、軽自動車税の種別割の特例について定めているものですが、環境性能割の廃止による種別割の文言の削除と項ずれ等の規定の整備です。19ページから21ページまでの附則第16条の3、第16条の4及び第17条は、それぞれ上場株式等に係る配当所得、土地の譲渡等に係る事業所得及び長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について定めているものですが、附則第7条の3が削除され、附則第7条の3の2が附則第7条の3に繰り上がったことに伴う規定の整備です。21ページの附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について定めたものですが、この特例の期限が令和8年度から令和11年度に延長されたことによる改正です。22ページから26ページまでの附則第18条、第19条、第20条、第20条の2及び第20条の3は、それぞれ短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等、特例適用利子等及び特例適用配当等並びに条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について定めているものですが、附則第7条の3が削除され、附則第7条の3の2が附則第7条の3に繰り上がったことに伴う規定の整備です。最後に、この改正条例の附則第4条において、太地町税条例の一部を改正する条例、平成26年太地町条例第9号の附則第6条中にある種別割の文言を削除しております。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

資料の全般にわたるんですが、軽自動車の環境性能割の廃止というのは、どうも時代に逆行するように思うんですが、これに代わる何か優遇制度が始まるんでしょうか。それからあと、住宅ローンの優遇制度も廃止というのは、これも何か代替案がこれから出てくるんでしょうか。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、環境性能割の廃止なんですが、この環境性能割というのは、この環境性能割が始まる前は、自動車取得税ということで、自動車を買ったときに課税されていた税金です。この

環境性能割も自動車を購入したときに、課税されていた税金で、その税金がなくなるということで、納税者にとっては、代替というより、この廃止すること自体が優遇措置ということになります。住民税の住宅ローンの控除の廃止というのは、住宅ローン控除自体が廃止されたわけではなく、住宅ローン控除の過去の期間を規定していた部分で、もう既に終わっているところを今回削除されたということになります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから承認第2号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は、専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、承認第2号、太地町税条例の一部改正の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第5 承認第3号

○議長（花村 計君）

日程第5 承認第3号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和8年3月31日付で専決処分させていただいている太地町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。この補正予算は、繰越明許費の設定、基金積立金の計上、太地町育英会への補助金の計上を行うものです。1ページをお願いします。この補正予算は、5,529万1,000円を増額し、予算総額を34億4,773万8,000円とするものです。第1条に、その旨規定しております。また、第2条に、繰越明許費について規定してお

ります。6ページをお願いします。繰越明許費です。戸籍・附票システム改修事業として184万8,000円、住民記録システム改修事業として93万5,000円を計上しております。どちらの事業も全額国庫補助を受けて行う事業ですが、年度末に事業決定したこともあり、繰越しさせていただくものです。物価高騰対応子育て応援手当支給事業は、62万7,000円を計上しております。この事業についても、全額国庫補助を受けて行う事業ですが、事業決定が年度末だったこともあり、年度内に未申請だった分を繰越しさせていただくものです。消防救急デジタル無線再整備事業は、2,805万1,000円を計上しております。県と工事請負業者との間での開発協議に時間を要し、年度内での工事完了が困難となったため、繰越しさせていただくものです。次に、歳入歳出予算についてですが、歳入予算の増額や歳出予算において不用額を減額することにより、基金の積立額を確保しております。また、太地町漁業協同組合様より、教育振興に役立ててもらえればと頂いた寄附金を活用し、太地町育英会補助金を計上しております。主なものについてご説明いたします。歳入についてです。9ページをお願いします。個人の町民税については、当初予算を低めに設定していたことありますが、見込みよりも所得が多く、1,190万円の増額です。固定資産税は、償却資産分が見込みよりも多く、700万円の増額です。11ページをお願いします。特別交付税の660万円の増額は、当初予算を低く設定していたためです。11ページから12ページにかけての負担金、補助金等の減額は、歳出において不用額を減額したための減額です。13ページをお願いします。まち・ひと・しごと創生事業寄附金は、企業版のふるさと納税で1,060万円の増額です。雑入のうち、自動車事故共済金は、自動運転車両の破損に係る共済金です。一番下の地役権設定の対価は、下里から太地変電所までの送電線に係る地役権の対価です。続いて、歳出についてです。人件費の減額は、年度途中の退職、育児休暇等の休職などによるものです。その他の減額は、実績見込みに基づく不用額の減額となっております。16ページをお願いします。上のほうにある家屋等解体撤去工事370万円の減額は、5件見込んでいた解体が4件になったためです。1件分については、寄附を受けた物件で早急にごみ処理をしなければならない案件が生じ、そちらに対応したためです。中ほどにある電子計算費の使用料及び賃借料に計上しているガバメントクラウド利用料等の1,860万円の減額は、令和7年度に予定していた標準化への移行が延期となったためです。19ページをお願いします。後期高齢者医療保険事業会計、介護保険事業会計の繰出金は、これらの会計において不用額を減額したことによる一般会計負担分の減です。28ページをお願いします。太地町育英会補助金は、頂いた寄附金を全額活用し、150万円の計上です。戻りまして、17ページをお願いします。基金積立金です。今回の歳入の増、不用額の減により捻出した積立金は、財政調整基金が5,000万円、減債基金が1億7,000万円、ふるさと創生事業基金が1,000万円です。令和7年度の積立残額は、財政調整基金が3億

5, 005万6, 918円で、前年度比1億4, 000万円の減額です。減債基金は6億9, 585万7, 529円で、前年度比1億7, 029万6, 000円の増額です。ふるさと創生事業基金は3, 991万2, 243円で、前年度比500万円の減額です。説明は以上です。もう一度申し上げます。財政調整基金についてが、残額が3億5, 005万6, 918円です。前年度比1億4, 000万円の減額です。減債基金が6億9, 585万7, 529円です。前年度比1億7, 029万6, 000円の増額です。ふるさと創生基金が3, 991万2, 243円です。前年度比500万円の減額です。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

13ページの雑入、先ほど説明していただいたんですけども、もう一度その自動車事故共済金440万円、もう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。そして、17ページ、先ほど基金積立の基金の現債高になる、積み立てたんですね、金額言っていたんですけども、私常々減債基金にということをお願いしていたところ、約6億9, 000万円、だから令和10年度の7億円を返せる。単純にですけどね、返せる額を積み立てていただいているのかなと。だから、交付税で入ってきて、実際7億円じゃないんですけども、予算上、もし仮に、お金がないときに、その減債基金を取ったら、7億円が当初の予算に組み込める状態になるのかなと思うんで、これは本当に非常にありがたいことかなというように思います。あと、財政調整基金が1億5, 000万円減っているんですけども、財政調整基金は、当初の予算の財源の確保という意味から言えば、もうちょっとあったらいいんですけど、これぐらいでいいのかなというように思います。それから、あと29ページ、学校管理費なんですけれども、12の委託料、プール監視業務委託料23万円というのが減額になっているんですけども、ちょっと聞いたところによると、このプールが、猿が入って、そのプールが使用できないというようなことも聞いているんですけども、昨年度も、そういうことがあったのか、そのための減額なのかです。もう一つ、それに猿に対応できて、プールが使用できるのか、そういうことも検討されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（花村 計君）

和田総務課副主幹。

○総務課副主幹（和田正希君）

私のほうからは、13ページの自動車事故共済金440万円の説明のほうをいたします。こちらにつきましては、令和5年10月18日、白馬村に議員視察で皆さん行かれた最後の帰ってくる日なんですけども、この日に電動カート、単独の事故を起こしております。その

事故を起こしてから、しばらくの間、保険会社がその保険金の調査のほうをしていました。令和7年5月26日に、この保険金、車体価格分が入金されましたので、今回計上した次第でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

森本教育次長。

○教育次長（森本直樹君）

私から、29ページのプール監視業務の件ですけれども、この減額につきましては、夏休み中のプール開設期間の監視委託というところなんですけれども、海野議員おっしゃるように、猿が原因で閉鎖したという日が2日あると聞いております。これやっぱり衛生上の問題というところで、そうしたと。それ以外にも、暑さです。暑過ぎて、開設できなかったという日もありまして、その二つの要因でこの減額になっております。猿の対策なんですけれども、これちょっと頭悩ましておりまして、ちょっと今年度もちょっと衛生上の問題、あとちょっと暑さの問題、この2点で、現状ではちょっと難しいと判断しております。そのため、今年度に関しては、串本のB&Gと言いまして、プールがあるところなんですけれども、そこにちょっと回数が少ないんですけれども、何回かプール指導ということで、今年度は何とかしのぐという考えです。来年度については、まず猿を防ぐには、やっぱりもう横のフェンスしかなくて、上が何もありません。まず、そこはやっぱり何かしらネットなり、フェンスかで覆わな仕方ないかなと。暑さについては、開閉式のできればシートみたいなやつを想定しているんですけれども、ちょっと詳しい技術的なことについて、ちょっと技術屋とも相談しながら、ちょっと今考えているところです。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

一応、対応は考えていただいているということで、いいのかなと。暑さも、最近異常なんで、なかなかプールというのも、本当に難しいのかなと。あと、開閉式というのは相当なお金もかかるんで無理があるのかなというように思います。現状の考え方でいいのかなとは思いますが、やはり子供たちに泳ぎを教えるということで、できるだけそのプールをもう少し利用していただくというような方法も考えていただきたいというように思います。1点ちょっと質問抜けたんで、21ページのこども園です。全体的な補正額の計なんですけれども、831万円という大きな額が減額されています。この減額の理由は何なんでしょうか。

○議長（花村 計君）

森本教育次長。

○教育次長（森本直樹君）

職員の2名が、育児休業を取得しておった関係で、その間給料が出ないとか、そういった関係で減額となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

16ページの財産管理費の家屋等解体撤去、これが5件から4件になった。それをもうちょっと理由を説明していただきたいと思います。それから、19ページの老人福祉費、19節の老人福祉施設入所措置費がマイナス430万円、その2行下の介護保険事業会計繰出金マイナス1,300万円、この説明をお願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

16ページの家屋等解体撤去工事の減額です。家屋等解体撤去工事については、例年5件をめどに予定を組んで行っているんですが、昨年度途中、寄附を受けた物件ではあるんですが、ごみがちょっと散乱しているということで、早急に対応しないといけないという案件がちょっと生じまして、それで、1件分の費用をそちらに回させていただいたという次第です。以上です。

○議長（花村 計君）

榊田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

私からは19ページのまず、老人福祉施設入所措置費430万円の減ですが、予算計上時は5名で見込んでおりましたところ、結果的に2名と減員となったためによるものです。次に、繰出金、介護保険の1,370万につきましては。これも介護会計のところでも説明させていただきますけれども、いわゆる介護給付費であったり、予防事業であったり、それぞれの給付費に係る繰入金の割合が減ったことによりまして、減額させていただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

13ページ、雑入の地役権設定、下里から太地間の云々という説明あった。ちょっと聞き取れなかったもので、もう一度説明をお願いします。

○議長（花村 計君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ちょうど下里地区から太地の変電所が、暖海地区に変電所があるんですが、そちらに向けて、下里地区から太地のこの山々を送電線が通っておるんですが、その送電線部分に係る地役権になります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、承認第3号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は、専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、承認第3号、令和7年度太地町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

△日程第6 承認第4号

○議長（花村 計君）

日程第6 承認第4号、令和7年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。榊田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

令和8年3月31日付で専決処分をさせていただきました、令和7年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第3号）について説明いたします。1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,795万8,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億7,228万8,000円とするものです。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページのとおりとなっております。6ページをお願いします。歳入予算に係る主なものですが、給付実績の減額に伴う予算計上との差額によるもので、4款、1項、1目、国庫負担金の介護給付費負担金1,842万8,000円の減額であります。2項、1目、国庫補助の調整交付金は660万4,000円の減額です。5款、1項、1目、介護給付費交付金につきまして2,487万7,000円の減額であります。次のページをお願いします。6款、1項、1目、県負担金の介護給付費負担金につきましては1,151万8,000円の減額です。次のページをお願いします。10款、1項、1目、介護給付費繰入金は1,151万8,000円の減額、4目、その他一般会計繰入金は、事務費等繰入金159万円の減額とし、一般会計からの繰入れにつきましては、合わせて1,370万円の減額であります。以上、歳入に係る補正額合計7,795万8,000円です。次のページ、をお願いします。歳出に係る主なものでございます。1款、1項、1目、一般管理費で、11節、役務費、システム改修手数料ですが、46万円、18節の介護保険認定審査会共同設置分担金28万円と合わせて151万円の減額としております。次のページ、をお願いします。2款、1項、1目、介護サービス給付費は、居宅介護サービス給付費700万円、地域密着型介護サービス給付費1,830万円、施設介護サービス給付費4,890万円と合わせて7,430万円の減額です。いずれも、当初見込みからの利用者数、入所者数、対象者数の減少によるものです。2項、介護予防サービス等諸費は、介護予防サービス給付費100万円、介護予防住宅改修費130万円と合わせて310万円の減額です。次のページをお願いします。2款、4項、高額介護サービス費は、1目、2目合わせて622万円の減額であります。5項、高額医療合算介護サービス等費は、1目、2目合わせて74万円の減額です。次のページをお願いします。6項、特定入所者介護サービス等費につきましては778万円の減額であります。5款、1項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問通所等サービス費287万円と合わせて356万円の減額であります。次のページをお願いします。9款、1項、予備費につきましては2,022万2,000円の増額であります。以上、歳出に係る補正額合計7,795万8,000円の減額となります。説明を終わります。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

10ページの保険給付金、介護サービス給付金が7,430万円の減、見込みとの差額だと。聞きたいのは、その見込みが何を見込みの違いがあったのか、物故者が多かったのか、健康な人が多かったのか、その辺のところもうちょっと説明をお願いします。同じページの保険給付金の介護予防サービス給付金も同じです。もう少し見込みの違いの中身についてお

聞きしたいと思います。それから 11 ページ、保険給付金の 1 目、高額介護サービス費、これも大きく差額が出ておりますが、これももう少し丁寧に説明をお願いしたいと思います。それから、12 ページの 2 款、保険給付費の特定入所者介護サービス費、これも大きく、見込み違いが出ておりますが、これももうちょっと丁寧に説明をお願いします。その下の地域支援事業費の訪問通所サービス、これについても、説明をお願いします。以上です。

○議長（花村 計君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

まず 1 点目、その 10 ページの介護給付サービス費の減額のところなんです、大きく居宅介護、地域密着、施設介護、それぞれ減額させていただいておるんですが、まず、居宅介護サービス費におきましては、その中でも訪問介護において、前年度比約 340 万円の給付が減となっております。総利用日数で言いますと、月平均の利用日数が、あくまで月平均だけでも、総日数が令和 6 年度は 430 日あったのが 406 日と、単月でも、1 か月でも 24 日も減少していると、これが年間にすると、すごく額が多くなった、いわゆる利用件数の減でございます。また、その中でももう一つ、短期入所生活介護、ショートステイなんですけども、これにつきましても、前年度比 200 万円の給付減というのは、月平均での利用日数が月当たり 26 日も減少ということで、件数が減ったことによるものです。同じくその 2 番の介護予防サービス給付費につきましても、全て給付見込みの件数から非常に利用が減ってしまいました。その絡みによる給付費の減となっております。3 番目の 11 ページの高額介護サービス費につきましては、これは、当初、予算ベースでは月当たり 115 万円ほど要するというので、掛ける 12 か月分と計算しておったんですが、これも先ほどのいわゆる介護の給付サービスの減額に伴うものでして、いわゆる介護サービスの上限負担額を越した方について、一定負担額以上負担額がある人については、高額負担分をお返ししますよという制度なんで、そもそもの利用自体が減ったので、高額介護サービスでお返しする分も減ってしまったよということになります。次、4 番目の特定入所介護サービス費、これにつきましても、いわゆる施設入所者への食費部分の減額のサービスのところなんです、いわゆる先ほどの介護サービスのところでもちょっと触れましたけど、施設入所者が非常に減少しているため、この辺につきましても、相関性がありまして、同様に大きな減額となってきております。5 番目の訪問通所等サービス費につきましては、これも月当たりの実績見込みより対象者の減ということで、ヘルパーさんの利用実績が減ってしまったということによる減額でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2 番、海野君。

○2 番（海野好詔君）

今まで、榊田主幹のほうから説明していただいたんですけども、まず、10ページの保険給付費、介護サービス給付費、補正額7,430万円、これが一番大きいんですけども、いろいろ利用者が減ったとか、いろいろ説明してくれました。これは、僕は苦しい答弁だったのかなと思います。というのは、介護保険というのは、サービスを受けて支払う。国民健康保険は医療費ですよ。だから、いつどういう病気になるか、これは予測はできない。心臓手術したば一んと上がる。でも、この介護サービス費というのは、もう年々年々入所している。また、デイサービスへ行っているというのがある程度予測がついてるわけなんですよ。それでいてこの7,430万円というのは、相当額が大きいなど。そして、これ3年計画でやっているわけですよ。だから、3年計画の中で、実績を見て、これちょっと伸びているな、じゃあ1.何倍しようかな、給付費をね。それで済むわけですよ。だから、僕常々もう、これもう済んだことなんで、あれなんですけども、おかしいよこの予算って。ずっと3年間言い続けてきました。そして、もう済んだことなんで、もういいんですけども、今後、これ恐らく予備費が2,000万円ぐらいある。この予備費が基金積立へ回る。そうしたら基金積立が幾らになるのか。そして、この基金積立の額を踏まえて、今年、今度3年間の介護保険計画を立てているわけですよ。だから、その基金積立も踏まえて、また、今現在、保険料を取っている、この保険料は高過ぎるから、こういうふうに、給付費が要るから保険料も高なってきたんですけども、こんだけ要らなくなるということは、保険料も下げなくては行けないと僕は思うんですよ。だから、今後3年間の介護計画をどのようにしていくのかということもちょっと教えてください。

○議長（花村 計君）

榊田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

7,430万円、非常に金額としては大きい、事務方としても、重く受け止めております。ただ、その予算の時点、令和6年度、7年度、この8年度の当初の3月のときにも、海野議員からご指摘いただきまして、2年間いろいろご意見いただきながら、確かに、医療費ほど、確かに、海野議員おっしゃるように、その突発的なものがないんじゃないかというところ、確かにそうなんです、確かにその中でも、ちょっと我々も計画で立てていた以上に、非常に減ってしまったというところがあります。ただ、そこはやっぱり海野議員おっしゃるとおり、そこは、ちょっとそれでも見込みがどうだったのということは、非常にこちらも真摯に受け止めております。よって、令和8年度の当初につきましては、計画はあるけども、それも踏まえながら、実績見合いということで、令和8年度当初は給付費のほう、もう大分下げて、医療費の総額も五千数百万円落として、4億円ちょっとぐらいに、令和8年度抑えさせてい

ただいたところで、これは3月の議会のときにも、海野議員といろいろお話しさせていただいたところだと思っておりますので、その点ご理解ください。その関係で、基金がどれくらいあるのということで、今掘る基金は、今の時点で、3, 444万円余りです。これその介護給付費、この分取り過ぎだったから、予備費が積まれていないなったんでしょうということで、ご指摘のとおりでございます。ここ、これも含めまして、今度の3番目の介護保険計画第10期からの分につきましては、もちろんこれ上司とも十分に協議し、また策定委員会、総務厚生常任委員会等もかけまして、皆さんのご意見をいただきながら、慎重に、海野議員おっしゃるように、もうくれぐれも高くなるというか、事務局もそこはほぼほぼ考えておりませんけれども、この時点でちょっと高くなるのか、安くなりますとかと言及はできませんけども、その辺重々横ばいなのか、下げれるのかとか、そういうのは十分視野に入れてやっていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（花村 計君）

2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

やはり、今説明してくれたとおりなんです。まちを回っていると、やっぱり高齢者から介護保険が高いよと、隣に那智勝に住んでいる親戚の人とか、友達から比べると高いよと言われるんですよ。何でと言われるんですけど、僕はもうそこまでは説明しませんがね。だから、今後、やはりこれだけ、ほかのものも物価も上がってきているし、こういう介護保険が適正な、やっぱり保険料として取れる、取るということを、ちょっとやっぱり今後、考えていただきたい。要るものは要るもので、僕は仕方ないと思うんですよ。それは、受益者負担と、僕は常々言ってますから、受益者負担、当然なんですけれども、あまりにも異常にかけ離れたような予算の組み方というのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというように思うんで、そこら辺、気をつけて、介護計画を立てていただきたい。先ほど言っていましたように、令和8年度は本当にきちっとした予算は立てられていると私は思うんですけどもね。だから、次年度から3年間の計画をもう少しきちっと見直してほしいというように思います。以上です。

○議長（花村 計君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

重々、海野議員、また、ほかの議員の方の意見も確認しながら、慎重に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

今、海野議員がいろいろ詳しく聞いてくれたんで、ああなるほどなというふうに思うんです。今、高齢化社会になってきて、介護必要な人がそんなに予算のときに組んだより減ったというようなことないと思うんですよね。周り見ても、やっぱり必要な人随分いるなというのが実感しているんです。これ見て、余分に予算取ってたんだというような格好なんで、果たして、介護を必要な人が減ったんですかと、人数が減ったんですか、それとも高齢者の健康状態が特段よくなってきたんですかというふうにも取れるんですけれども、実態どうなんでしょうか。それと、いろんな、この保険料を決めるにしても、3年計画でやって、保険料決まっていると思うんですけれども、結局見込みが過多になっていたら、その分必要以上に保険料が高くなっているというふうに反面言えると思うんですよね。ですから、もっとこれ、総務厚生常任委員会でも、値上げのときに説明聞いたんですけれども、こういう話なかったんですよ。もう少し、我々その委員会じゃなくて、ほかの町の有識者の方も来ている中で、しっかりとそういうところも説明してほしいなというふうに思うんで、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（花村 計君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

策定委員会等々を開きまして、介護保険料のことにつきましても、久原議員、策定委員の委員さんにもなっていておった中で、その辺の情報共有ができていないということで、こちら反省するところであります。ただ、介護度の割合について、特段、給付費は確かに予算との見合いなので、こういうふうな大きな幅が出てしまいましたけれども、介護度がやっぱり介護予防事業とか、非常に社協さんであるとか、地域包括支援センターのお力を借りながらやっておる中で、介護予防ということに重視をおきまして、介護の重度化予防を図っております。ただ、劇的に、じゃあ200数十名おる方が100名になったかとかと言われますと、そういうことはありませんので。ただ、高齢化率が上昇している中で、人数は減っておるけれども、介護度というのはだんだん高くなっていくというところもあります。ただ、人数がそんなに増えないということも逆にあるので、極端に介護度が、持っている方が減ったよととかということではございません。ただ、そういうふうないろいろな国から言われているように、施設サービスから在宅へという、こういう基本的なベースがありますので、そういう施設サービスより居宅とか、在宅サービスのほうへ、そういう傾向が強くなってきているという見方も中にはあります。非常にその辺、細かなとこなので、第10期に向けて、分析もしながら、また議員各位におかれましても、いろいろ情報提供しながら、やっていきたいと思ひますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひします。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、承認第４号、令和７年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第３号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は、専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、承認第４号、令和７年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第３号）の専決処分について承認を求める件は、承認することに決定いたしました。

△日程第７ 承認第５号

○議長（花村 計君）

日程第７ 承認第５号、令和７年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第３号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和８年３月３１日に専決処分いたしました、令和７年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第３号）について説明いたします。１ページをお願いいたします。歳入歳出の補正、第１条、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ１９０万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ１億３，６２１万円と定めるものです。６ページをお願いいたします。歳入予算の補正です。４款、１項、一般会計繰入金ですが、事務費繰入金１１６万円、保険基盤安定繰入金７４万円の減額です。７ページをお願いします。歳出予算の補正です。４款、１項、保健事業費、人間ドック委託料は５０万円の減額、５款、１項、予備費につきましては１４０万円を減額しております。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

討論を終わります。これから、承認第5号、令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第3号)の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は、専決処分を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、承認第5号、令和7年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第3号)の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第8 同意案第1号

○議長(花村 計君)

日程第8 同意案第1号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(花村 計君)

説明をお願いします。三軒町長。

○町長(三軒一高君)

東 紀明氏を適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長(花村 計君)

説明を終わります。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

討論を終わります。これから、同意案第1号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第1号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

△日程第9 同意案第2号

○議長（花村 計君）

日程第9 同意案第2号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、久原拓美君の除斥を求めます。

（3番 久原拓美君 退場）

○議長（花村 計君）

事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

久原拓美氏を適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、同意案第2号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第2号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。久原拓美君の除斥を解きます。

（3番 久原拓美君 入場）

△日程第 10 同意案第 3 号

○議長（花村 計君）

日程第 10 同意案第 3 号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

細野英伸氏を適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、同意案第 3 号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第 3 号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

△日程第 11 同意案第 4 号

○議長（花村 計君）

日程第 11 同意案第 4 号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

前田まゆみ氏を適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、同意案第4号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第4号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

△日程第12 同意案第5号

○議長（花村 計君）

日程第12 同意案第5号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

濱地江未子氏を適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

この方、新しく任命される方ですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

今回初めて応募いただいた方になります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、同意案第5号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第5号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

△日程第13 同意案第6号

○議長（花村 計君）

日程第13 同意案第6号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

由谷耕一郎氏を適任と認め、提案するものであります。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

この方も新しい任命ですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

由谷さんについても、新しい任命となります。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

討論を終わります。これから、同意案第6号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、同意案第6号、太地町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10時半より再開いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時30分

○議長(花村 計君)

再開します。

△日程第14 報告第1号

○議長(花村 計君)

日程第14 報告第1号、令和7年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を行います。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(花村 計君)

報告をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者(執行貴弘君)

令和7年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご説明させていただきます。計算書をご覧ください。令和7年度から令和8年度への繰越明許費として繰り越した金額は、4事業分合わせて3,146万1,000円で、繰越明許費として計上させていただいた額全額を繰り越しております。それぞれの特定財源についてご説明しますと、戸籍・附票システム改修事業の184万8,000円は、国庫補助金です。住民記録システム改修事業

の93万5,000円は、国庫補助金です。物価高騰対応子育て応援手当支給事業の62万7,000円は、国庫補助金です。消防救急デジタル無線再整備事業の2,800万円は、緊急防災・減災事業債です。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

報告を終わります。質疑があれば許可いたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。令和7年度太地町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告は、以上のとおりであります。

△日程第15 報告第2号

○議長（花村 計君）

日程第15 報告第2号、令和7年度太地町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告を行います。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

報告を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

令和7年度太地町一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明させていただきます。令和6年度から令和7年度へ繰越ししておりましたトイレカー整備事業について、自動車メーカーが車両をフルモデルチェンジしたことにより、トイレカー整備業者へ土台となる車両の納車が遅延し、令和7年度内に本町にトイレカーを納入することができなくなりました。国の補助金についても、事故繰越しの承認がありましたので、事故繰越しとして事業を継続いたします。繰越額は2,300万1,000円で、既収入特定財源は一般補助施設整備等事業債です。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

報告を終わります。質疑があれば許可いたします。3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

事故繰越しということなんですけれども、既に契約結んでいるのが、前のモデルで契約結んでいて、これは新たにモデルチェンジになるということで、契約金が変わってくるということとは、あり得るのでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

契約金につきましては、変更はございません。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。令和7年度太地町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告は、以上のとおりであります。

△日程第16 議案第23号

○議長（花村 計君）

日程第16 議案第23号、太地町清掃センター資源ごみ分別回収場整備工事請負契約を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

太地町清掃センター資源ごみ分別回収場整備工事請負契約についてご説明させていただきます。本工事につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事であるため、議会の議決を求めるものでございます。今回の入札は、条件付き一般競争入札で実施し、3社の応札がございました。令和8年6月2日に入札執行いたしまして、6月3日に仮契約を締結しております。契約の内容につきましては、契約の目的、太地町清掃センター資源ごみ分別回収場整備工事、入札の方法、条件付き一般競争入札、契約の金額9,350万円、契約の相手方、和歌山県東牟婁郡串本町串本1925番地、株式会社小森組、代表取締役小森正剛でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

今回、条件付きの競争入札になって、なぜ条件付きにしたのか。また、どういう条件を付けたのか教えてください。

○議長（花村 計君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

条件付き入札に至った経緯ですが、やはり地元企業への配慮ということでございまして、その入札資格要件に新宮東牟婁郡内であるとか、県内であるとかということで、入札公告に載せました。入札公告につきましては、令和8年5月15日にホームページにて入札公告を行いまして、その入札公告の2にありますように、いわゆるそれぞれ地方自治法施行令、建設業法等に係る明記はいつもと同様なんです、いわゆる先ほど申し上げました、参加希望業種の建築工事業に登録しているもので、その経営総合評定値が新宮東牟婁管内であると800点だよとか、その他県内の事業者は1,000点以上ですよとかいうもの等々を定めまして、条件付きというふうにさせてもらっております。入札公告につきましては、令和8年5月にホームページで掲載しております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。3番、久原君。

○3番（久原拓美君）

これは今までの焼却場を壊した後に、多分造るんじゃないかなというあれなんですけれども、どんな施設ができるのか、紙切れだけでは分からないんで、青写真みたいなのをちょっと絵を描いたようなものでもいいから付けていただくと、そういうイメージが湧くんじゃないかと思うんですけど、そんなないんですか。

○議長（花村 計君）

榊田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（榊田将樹君）

今の設計図というか、平面図等、立面図ございますので、後ほどまたお配りしたいと思います。図面がない中で、私のちょっと下手くそな説明では分かりにくいと思うんですけども、一応事業内容につきましては、久原議員おっしゃっていただいたように、令和6年度から7年度にかけて施工しました太地町旧清掃センターの解体撤去後の跡地に、残存させた柱とかを用いて、そこへ資源ごみの分別回収場として整備するんですが、それはどうしますかという、一部を軽量盛土でちょっとこの骨枠のどこ埋戻しまして、上部を碎石の布設後に、コンクリート舗装とか、アスファルト舗装して、L字の擁壁とかも入れて、そういうふうな整備場を設けるということで、令和8年度で事業完結ということになっております。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、議案第23号、太地町清掃センター資源ごみ分別回収場整備工事請負契約を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号、太地町清掃センター資源ごみ分別回収場整備工事請負契約は、原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第24号

○議長（花村 計君）

日程第17 議案第24号、令和8年度太地町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、9,127万8,000円を追加し、予算総額を31億5,090万9,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。また、第2条に地方債の補正について規定しております。この補正予算は、人事異動による人件費の補正や追加事業などの補正です。主なものについてご説明します。8ページをお願いします。資源ごみ分別回収場整備に係る財源である循環型社会形成推進交付金ですが、当初計上額より下がる見込みとなりましたので、減額計上です。次のページをお願いします。循環型社会形成推進交付金の減額分は、過疎債に振り替え、同額を増額計上しております。また、緊急防災・減災事業債として2事業を計上しております。11ページをお願いします。議会費の報償費、旅費は、日程変更及び社会情勢の影響による物価高騰によるものです。12ページ、一番下の本庁舎電気設備絶縁不良調査料、次の13ページの本庁舎受変電設備改修工事は、本庁舎の受変電設備が老朽化や塩害により一部が破損しており、事故が起きた場合、近隣を含む停電が起きるおそれがあるため、設備の交換を行うものです。これに併せ、電気設備の絶縁不良調査も行います。町長室等内装改修工事は、町長室、2階応接室、議長室の内装を改修するものです。中ほどの大東地区避難階段等整備工事は、岩門をくぐって数十メートル先の左手に避難場所を整備しておりますが、その避難場所からさらに高台へと続く階段等を整備するもので

す。その下の特別旅費、ブルーム派遣の旅費助成金は、世界情勢の影響による物価高騰によるものです。16ページをお願いします。下から2番目の温泉成分分析手数料は、多目的センターの温泉成分を分析するものです。18ページをお願いします。中ほどの高圧受変電設備調査委託料は、低濃度PCB含有調査の必要がある高圧受変電設備が2基存在することが判明しましたので、計上するものです。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

10ページの緊防災のところですね。説明のところの防災備蓄倉庫整備事業の説明をお願いします。それから、13ページ、防災諸費の説明の上から3行目、公衆用無線LAN設置整備委託料の説明をお願いします。以上です。

○議長（花村 計君）

説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

10ページの防災備蓄倉庫整備事業につきましては、こども園の前の職員駐車場あるんですけど、そのところに新たに備蓄倉庫を建設いたします。続きまして、13ページの公衆用無線LAN設置整備委託料につきましては、駅舎防災複合施設におけるWi-Fi環境を整備する業務になります。駅舎防災複合施設につきましては、和歌山フリーWi-Fiのサービスを利用していたのですが、サービスが終了しましたので、今回新たにWi-Fi環境を整備します。以上です。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。2番、海野君。

○2番（海野好詔君）

16ページなんですけれども、11、役務費、温泉成分分析手数料、ちょっと説明があったんですけど、これ以前掘削するときには、成分を見ているわけですね。それで、これは定期的にその温泉のあれが変わったのか、成分が変わったのかということを見るための成分手数料なんですか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（花村 計君）

山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

こちらにつきましては、10年に1回検査して、それを保健所に報告するというようになっておりまして、これが10月1日期限となっておりますので、予算計上させていただきます。

○議長（花村 計君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、議案第24号、令和8年度太地町一般会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号、令和8年度太地町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第25号

○議長（花村 計君）

日程第18 議案第25号、令和8年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第1号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

説明をお願いします。山下住民福祉課長。

○住民福祉課長（山下真一君）

令和8年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第1号）について説明させていただきます。今回の補正は、子ども・子育て支援制度開始に伴うシステム改修費用の計上となっております。1ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,220万9,000円とするものです。先に歳出予算から説明させていただきます。7ページをお願いいたします。歳出予算、1款、1項、1目、11節、役務費に、コンピュータソフト変更及び修正手数料63万8,000円を計上しております。こちらは、子ども・子育て支援制度開始に伴い、事業月報、世帯状況等の報告に係るシステム改修を行うための費用であります。戻りまして、6ページをお願いします。歳入予算です。4款、1項、3目、保険給付費等交付金、2節の特別調整交付金には、先ほどのコンピュータソフト変更及び修正手数料に係る財源が

交付されますので、同額の６３万８，０００円を計上しております。説明は以上です。

○議長（花村 計君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、議案第２５号、令和８年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第１号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議案第２５号、令和８年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第１９ 議員派遣の件

○議長（花村 計君）

日程第１９ 議員派遣の件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（花村 計君）

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

討論を終わります。これから、議員派遣の件を採決します。お諮りします。本件は、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり決定いたしました。お諮りします。ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、そ

の扱いを議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その扱いを議長に一任することに決定いたしました。

暫時休憩します。１時半より再開いたします。

休憩 午前１０時５２分

再開 午後 １時３０分

○議長(花村 計君)

再開します。お諮りします。ただいま各常任委員長より、閉会中の継続調査の申出があります。これを日程に追加し、追加日程第１として、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

△追加日程第１ 各常任委員会の閉会中の継続調査

○議長(花村 計君)

追加日程第１ 各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第７５条の規定によってお手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(花村 計君)

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第２０ 一般質問

○議長(花村 計君)

日程第２０ 一般質問を行います。由谷恭兵君ほか１名の諸君より通告がなされております。順番に発言を許可いたします。由谷恭兵君。

○7番（由谷恭兵君）

通告に従いまして、一問一答で質問させていただきます。以前に質問させていただいた太地町花火大会開催時に、柱松の開催場所と盆踊りの開催場所を一緒にできないか、また、出店数を増やすために一般公募を行うことはできないのかという質問をさせていただきましたが、その後の進捗状況について教えてください。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

現在、東の浜で行うように進めているところです。一般公募ですが、キッチンカーを5台程度募集しております。以上です。

○議長（花村 計君）

7番、由谷君。

○7番（由谷恭兵君）

ありがとうございます。東の浜での柱松と盆踊りの開催を進めていただきありがとうございます。出店数、キッチンカー5台ですけど、どのようにして選ばれるのでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

昨日、町のホームページに募集を載せさせていただいております、5台以上の申込みがあれば、抽せんという形でさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（花村 計君）

7番、由谷君。

○7番（由谷恭兵君）

以前のくじら祭のときに、あれだけ出店数ある中でも結構並んでいたように感じたので、30分ぐらいとか平気で待っていたそうなんですけど、もうちょっと増やしたりとかということではできないのかなとは思ったりするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

毎年屋台のほうも何店舗か、数件来ていただいておりますので、今回5台程度とさせていただいて、今年度初めてやることですので、今年度の状況を見て、また来年度以降、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

7 番、由谷君。

○7 番（由谷恭兵君）

分かりました。もし増やせそうであれば増やしていただけたらと思うんですけど、安全第一でやっていただけたらと思いますんで、ぜひともよりよい花火大会になることを楽しみにしております。引き続きお願い申し上げ、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（花村 計君）

由谷恭兵君の質問を終わります。次に、森岡茂夫君、1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

通告のとおり、一問一答で質問をしたいと思います。まず、質問事項 1 番、市屋ポンプ場施設計画についてお聞きしたいと思います。1 番目、既存ポンプ施設のメンテナンス費用についてお聞きします。令和 2 年第 1 回定例会で、脊古課長、当時は別の役職だったと思いますが、市屋水源地取水施設が老朽化してきておりますので、市屋水源地施設建設予定として購入を考えておりますと答弁しています。そのとき、私は、既存施設の老朽化を理由に予算に賛成しました。それがまだ着工できないままに今に至っているわけですが、その後、既存施設のメンテナンス費用は幾らかかっているのでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和 2 年度以降であれば、1, 1 8 2 万 7, 2 7 0 円となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

私自身、もう既に課長のほうから明細をいただいているんですが、令和 2 年 3 年と、年度別にお答えいただけますか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和 2 年度は費用は発生しておりません。令和 3 年度につきましては 9 万 8, 3 4 0 円、令和 4 年度 4 1 万 8, 0 0 0 円、令和 5 年度 4 4 4 万 7, 5 3 0 円、令和 6 年度 5 7 万 8, 5 0 0 円、令和 7 年度 6 2 8 万 4, 9 0 0 円、計 1, 1 8 2 万 7, 2 7 0 円となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

令和 4 年ぐらいまでは、メンテナンス費用は少額で済んだということですね、そうすると。そうすると、令和 2 年に予算計上したときは、機械のどういう部分が、これはもう建て替えが必要だというふうに捉えたんでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

それ以前の年度に関しましても、ポンプの修繕であったり、そういった壁が若干剥がれ落ちるなど、そういう老朽化が見られたことによるものです。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

そうすると、当然、議会に、土地購入の予算計上を諮ったわけですから、その時点で土地の購入費、それから、造成費、そして、新築の費用、それから、配管もやり替えなきゃいけない。そういう事業費用、そしてタイムスケジュールの建て替え計画というのは作成したでしょうか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

まず、令和 2 年度に土地を購入します。令和 4 年度から施設等の設計業務委託であったり、令和 5 年度から順次、1 期から 5 期をとという形で工事を進めていく想定で計画しておりました。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

そうすると、その時点では、総事業費というのは、まだ掴んでなかったということなんでしょうか。ただ、令和 4 年 5 月 9 日に、市屋の土地を 1, 5 2 9 万 2, 7 0 0 円で購入しておりますね。その後、令和 5 年、翌年、第 1 回定例会で設計業務委託料 2, 3 5 7 万 8, 0 0 0 円が議会で承認されております。この設計業務委託料 2, 3 5 7 万 8, 0 0 0 円というのは、相当大的な金額になりますが、これは、工事の中身、当然、総工費のめどはあったと思うんですがいかがですか。

（「議長、ちょっと休憩取ったってよ」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 4 4 分

再開 午後 1 時 4 5 分

○議長（花村 計君）

再開します。脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

市屋送水施設移設設計委託料ですけれども、当時、反対意見というか、反対要望書が出てきましたので、その委託自体は途中で事業を中止しておりまして、支出自体は76万円ほどで、となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

これが実行されなかったというのは、私もよく分かっております。理解しております。私が聞いているのは、その委託料の根拠となる総工費だとか、それから工事内容のめどはあったのか。要はこの設計料はどういうふうにたたき出したのかということを聞いております。

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 4 8 分

再開 午後 1 時 5 0 分

○議長（花村 計君）

再開します。久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

ちょっと担当課が違っていたもので、僕も詳しいところまでは深入りはちょっとしてなかったもので、多々足らない点もあると思いますが、知る限りでは、一応詳細設計、この2,000万円につきましては、当初、入札は詳細設計業務委託ということで発注したと聞いております。その中で、詳細設計を行っている途中に、地元からの反対要望書が提出されたということで、この詳細設計業務については、最後まで完成させずに、途中で業務を取りやめたというのが経緯だと聞いております。ただし、詳細設計につきましては、ご存じだと思うんですけども、建物の立面等も含めまして、町にあった機械の規模等の設計業務内容となっていたと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

私がどうしてもよく分からないのは、この設計業務委託料が議会に計上されたということは、相当のバックデータがないと、この金額出てこないですね。例えばね、これはも恐らく、この議場の中で分かるのは、私と久保さんだけだと思うんですけど、かつてだったら、設計料というのは両立方式、日本は100年以上にわたって両立方式やってましたんで、例えば、10億円の建物だったらこれぐらいだろうというふうな予測ができて、それで入札を行うことができたわけですけど、今それはもう、廃止されましたよね。積上げ方式ですから、何人の人が何日かかったのかという積上げ方式じゃないと、設計料は出てこないわけですね。この時点で出てきたということは、私は、執行部側もきっと調査をして、あそこが土石流の警戒区域に入ってたというのも分かってたんじゃないかと思うんですがいかがですか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今の該当地につきまして、土砂災害の災害区域だというのは、設計者というか、町としても、まだこの時点では知らなかったと思っております。また、設計書につきましては、今言ったように、歩掛りというのはご存じだと思うんですけど、森岡さんご存じだと思うんですけども、一応、ポンプ場の設計、歩掛りとか、いろいろありますんで、そういう資料を基に、また、その資料に載っていないやつにつきましては、業者からの見積りを参考にというような形で、設計書を組んで、業務発注を行っていると思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

あの建物の規模からいったら、既存の建物の規模から言ったら、この設計料というのはオーバースペックですね。恐らくそれ以外に相当の造成費用、そして、今回の場合は、既存と新しく買った土地が非常に遠く離れてますから、配管も全部やり替えなきゃいけない。もちろんそういった費用も含んでたんだと思うんですが、それはいかがですか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

仮に、今、計画しておりましたところに建てるとなりますと、今、森岡議員さんがおっしゃられたように、配管からいろいろなもろもろな附属施設等についても検討する形での詳細

設計になると思います。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

この時点で、令和 5 年第 1 回定例会で設計業務委託料が議会で承認された。その後ですよ。市屋の人たちから反対の声があがった。突然なぜ反対の声が上がったのかというのは、非常に不思議でしょうがないですよ。それまでに農地転用の許可を受けてあるわけですから、区長さんは、土地の所有者イコール区長は、近隣の人にもその説明をしたはずなんですけど、突然こっから反対の声が上がったというのが、とてもよく分からないんですね。とにかく、その時点では、まだ、総事業費やタイムスケジュールの建て替え計画の大ざっぱなプランはなかったということよろしいですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

その土地の購入の話が出た際の更新の計画であれば、先ほど答弁させていただいたように令和 2 年度に土地購入をしまして、令和 4 年度に施設等の設計業務で、令和 5 年度から 5 年にわたって、施設の更新工事を行う計画となっております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

ただ、農地転用をしたときの添付書類の説明書きを見ると、計画案が出たというのは、それはどのレベルの計画案だったんでしょうか。紙 1 枚なのか、姿図なのか、平面図なのか、立面図なのか、それはお分かりですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

平面図とか、立面図を添付しております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

いやあ、ますます分からないですね。ということは、令和 4 年に農地転用の許可を受けたときには、平面図とか立面図がついてたと。土地の所有者は、農地転用の申請に当たって、それをつけてるわけですから、近隣にもそれを説明しなきゃいけないですよ。説明義務が

あると思います。だのに、反対運動が起きたのはその翌年だというのが、どうしても私にはよく分かりません。非常に疑問だということを伝えて、次の質問に行きたいと思います。土地の売買契約書の甲の責任についてお聞きします。今年の第1回定例会で、私は、売買契約書に関係者から異議の申出があったときは、甲は責任を持って解決するように努める。要は、甲が解決をする。これを法務用語で片務契約といますが、片務契約になっているのはなぜかという質問をしました。久保企画員は、ちょっとお時間をいただければありがたいと答弁しました。3か月たちましたので、改めて答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応契約上は、議員さんおっしゃられるように、甲が責任を持って解決に努めなければならないという形にはなっておるんですが、一応、この契約につきましては、甲乙、太地町と土地所有者の間で契約を締結しておる以上、実際、甲だけに責任を負わすのではなくて、甲乙協議の上、問題に解決していくのが、道義上のことなのかなと感じております。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

そう思いますよ、私も。お互いの信頼関係と総意があって、契約を締結するわけですが、でもこの契約書をつくったのは、太地町じゃないですか。そういう思いがあるんだったら、甲乙協議の上とか書くべきだったんじゃないですか。いかがですか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今考えれば、そういう文言であるべきだったのかなとは思いますが。当時、いろいろ、ここだけじゃなしに、土地売買というのは、ほかのところでも、町としてやっておりまして、そのときに、参考になっている土地売買契約書、これが一応、国交省、または県の土地売買契約書の内容となっております。それを町として準用したというのが現実でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

恐らくそう思います。そういう、ある程度ひな形を採用したんだと思います。それは、何を見たら分かるかというと、契約の解除の要項を見れば分かりますよ。契約の解除の要項と

いうのは、もういかにも、今回のことなんか想定してないですよ。いわゆる土地を購入するときに、あなたの土地に抵当権がついてますか。借りている人が家を建てていませんか。そういったことは、あなたの責任において、きちっと解決してくださいよという、そのひな形を持って、この契約書はつくられたという説明は、せんだって通告のときに聞きました。それは、でも、私もよく分かります。でも、三歩譲っても、これはあくまでも、公が民と結んだ契約書ですから、非常に意味は重いと思います。だから、私は、まず一義的には、この契約書に書かれているように、町は、甲に対して、近隣の住民が反対があって、建設ができない。契約書には、文言はあなたの責任というふうになっているんだと。なおかつ、農地転用の許可申請は太地町がやったわけじゃないですよ。甲がやったわけです。だから、やっぱり責任は重いと思うんです。せんだっての漁野議員は6月にこれを質問しています。私は、昨年12月、今年の3月に質問しております。その後、甲と協議はしておりますか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

取立て、これといった打合せ、協議というのは行っておりませんが、一応こういう案件になってしまっているというのは、ご存じだと思っております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

これね、もともとの土地の購入を言い出したのは、まちなわけですよ。今ある既存の施設が老朽化していると。だから、新たに土地を買って、数年計画で更新工事をやらなきゃいけない。それを我々は信じて、土地購入、それから設計の料の委託料の承認を議会はしているわけですよ。これがずるずると、着工が延びると、どうしても私は分からないのが、本当に老朽化というのは逼迫してたのかとか、先ほどメンテナンス費用も聞きましたが、一番お金がかかっているのが令和7年ですよ。令和7年、これは何をやりましたかといったら、キュービクルですよ。これは、キュービクルは、どこに建っていようが、同じ金額かかるわけです。新しいところにそれを持ってきちゃあいいわけですから、移転をしなきゃいけない理由には一切ならないですよ。それで、そもそも論を聞きたいんですが、市屋区民の有志から反対があるというふうに、まちが知ったのはいつなんでしょうか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

町が知ったのは、要望書が挙げられた令和6年1月29日付で要望書が上がってきたわけ

なんですが、町が初めて知ったのはその日です。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

ますます分からないんですが、私が調べたところでは、市屋区の総会や何かで、反対が意見があった。それは令和6年1月29日のもっと前ですよ。令和5年ですよ。だとしたら、契約書に、トラブルがあったときは、甲は対処しなきゃいけない、解決しなきゃいけないとなっているわけですから、令和5年の時点で、少なくとも土地所有者イコール区長は、反対意見を知ってたはずなんです。知ってたんであれば、契約書に従って、まずやはり、その情報を太地町に伝えるべきだったんじゃないかと私は思います。令和6年1月29日に初めて知ったというのは、とてもとても私は納得ができないと思います。それはいかがですか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

森岡さん、申し訳ございません。町が知ったのは、一応、この案件に関する事で、区の方から一応話があるということで、見えられたのが、申し訳ないです、令和5年6月13日、一番最初です。役場に来られて、そのときには、これが反対云々というところまでの話は出なかったんですけども、今回、この土地を購入したいきさつについて教えてほしいと言われてまして、来られたのが、令和5年6月13日が最初でございます。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

そうすると、それは、あれなんですかね、恐らく区の総会か何かで、太地町の計画について説明があって、それでもっと詳しく知りたい。だから、反対云々ではなくて、計画の内容について教えてほしいというふうに来たのが令和5年6月13日というふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

ちょっと時系列でまとめているやつの中を見ると、そういう形になります。今言ったように、建設が反対とかという内容ではございませんで、そのいきさつ、農地転用の日付とか、そういうもろもろの内容をちょっと教えていただきたいということで見えられておりました。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

こっから先は、執行部があまり知らないことだと思います。農地転用というのは、あくまでも土地の所有者の手続ですから、ただ土地の所有者は、そのとき既に太地の計画の図面を添付して許可をもらっています。先ほどの説明では、平面図、立面図や何かが、それに該当するという答弁がありました。ということは、農転を受ける、いわゆるこの太地町に住民が来たのが令和5年ですけど、農転はその1年前ですから、1年前に図面は土地の所有者に渡してあった。当然、近隣の承諾が要る。でも、もしかしたら、それは、見せないままに承諾をもらってしまったんじゃないかというふうに、一般的には思ってしまうよね。ただこれは、我々が知るところじゃないですから、それは別の問題として、ただ申し上げたいのが、この土地の売買の目的というのが第1条に書いてありますよね。要は、太地町が施工する市屋水源地施設用地のために必要な土地について、所有者を甲として、太地町を乙として、下記条項により土地売買に関する契約を締結すると。あくまでもここには、ポンプ場を建てるんだよということが書いてあります。それに従って、土地を売った方は、近隣に説明をして、農地転用を行っているわけですね。これ青地ですから、単なる農地転用じゃなくて、手続も複雑ですよ。だから時間が延びたというふうに、前に答弁がありました。まちや市屋区民に対して、総意がなければ施工いたしません。町長は一人でも反対があれば建設いたしませんという誓約書を上げています。そうすると、また元へ戻るんですが、じゃあ今の既存の施設はもちますかというところに戻ってきてしまうんですが、私は、これはやはり元の土地の所有者と、やはり真摯に協議をしてほしいなと思います。市屋区民の方たちに、半世紀以上にわたって、我々太地町民はお世話になってる。その感謝の念は、もちろん私自身も持っておりますが、やはり公金を使った以上、それが実行できないとなると、議会としては質問をせざるを得ません。このままずるずるといくのであれば、一度は私は土地の所有者と真摯に協議をして、それが解除なのか、解除になった場合はお金をどうするかと、それはもう執行部と甲の土地所有者の問題です。それを報告があったときに、また我々議会は考えるべきだと思っておりますが、私はそこも含めて、協議を甲と速やかに、私は3月の質問で、もうそれやってくれてると思ったんですが、これをもう一度求めますがいかがですか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今後の件につきましては、市屋区の区民の方と辛抱強く双方が納得いくような話し合いを密に行いまして、速やかに解決できるよう努力しまして、事業執行に向けて進めていきたいと

考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

今、久保企画員は、市屋区民とというふうにおっしゃいましたが、私が求めているのは、土地の元の所有者です。甲です。契約書に、トラブルがあった場合は、甲が解決するというふうになってるわけですから、それはひな形上そういう前例があったんだとか、そういったことも理解しながら、やはり、私は、まちは、甲に対して、それを協議を確認を求めるべきだと思います。なおかつ、時系列から言ったら、反対の意見があったのが、令和5年6月13日には反対というような言葉はなかったと。ただ令和6年1月29日に要望書が出てきたと。でも、私は第三者的に聞いておかしいと思うのは、令和4年に土地の売買、その後、農地転用の許可を取ってるわけですよね。農地転用の許可には、近隣の同意が必要だったはずですよね。必要ですよね。なおかつ、その申請書には図面が添付されてたというふうに聞いておりますので、それを本当に土地所有者は、農転の許可をもらうために、近隣の同意を取るときに、それを本当に見せたのかどうか。その辺のところも含めて、やはりもう一度真摯に話し合っていたきたいと思います。それを強く求めますがいかがですか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

一応、甲の責任というのも、もちろんあるのはあると思うんですけども、第一にこれが止まっているということは、市屋区の皆さんに反対が意見があるから、この事業が止まっているわけでございまして、甲が特にどういう意見、どういう意見と言ったらおかしいですけども、取りあえず区の方の総意がなければ、事業が進まないわけなんで、区の同意をもらうのが先決だと考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

そういう答弁されると、また私は次回も質問しなきゃいけないです。私が聞いているのは、甲は土地を売った後、農地転用の許可を取っているわけですから、これ太地町が取ったわけじゃないですよね。甲が、那智勝浦町に申請して、そして県の農業会議に回って、那智勝浦町へ戻って許可になっているわけですよね。そうすると、本当に土地所有者は、近隣の合意をきちっと取ってたかということは、やはり私はまちは確認すべきだと思うんですがいかがですか。

○議長（花村 計君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時24分

○議長（花村 計君）

再開します。1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

町長のおっしゃってることは、私、重々分かっております。分かって理解しております。私は何度も言います。市屋から取水することに反対しているわけでもない。やはり、太地町民の命の水は、市屋地区からくみ上げるしかない。これはもう水道ができたときから、私は知っておりますよ、ちょうど小学校へ入ったときですよ。市屋からちょうどおじさんが町長をやられてた。私の叔父が県会議員をやっていた。協力して、随分市屋と話し合ってるのを私よく知っております。で、ここは議会です。議会ですから、やはり町民から出ている疑問を私は執行部に質さなきゃいけない。まずなぜあの土地をあそこに買ったのか。これが一つです。それから、老朽化したから、土地は新たに買わなきゃいけなかったというのが一つです。ところが、もうこうやって4年も5年もたつと、本当に今の既存の施設は大丈夫なのか。それで私は、通告のときにどれだけメンテナンス費用がかかっているのか聞いたら、一番大きい金額でもキュービクル、これはキュービクルというのはもう定期的にやらざるを得ないですから、移転をしなきゃいけない理由にはならないです。もう一つ、住民から言われているのは、土石流の警戒区域に、我々の命の水の施設を本当に建てていいのか。これは、市屋区民からもう危険だというふうに意見が出ております。実は、太地町民からも出てます。もう皆さん3月の一般質問でも言いましたが、9年前の西日本大豪雨のときに、呉市の浄水場が土石流で全部埋まってしまって、私は現地で行政と話し合いましたが、2年かかると言っていました、2年、元に戻すのに2年、それで彼らは四国から船で水を運んでましたよね。あそこはたまたま大きな漁港があるから、危機をしのげたわけですけど、そうなる可能性だって大いにあるわけです。ただ、これだって、ちゃんと解決する道はあるじゃないですか。土石流の危険区域だったら、そこに擁壁を造れば、危険地域は解消されるわけですよ。なおかつ現地を見れば分かりますけど、あそこは擁壁からその前に非常に広い土地がありますから、崖そのものを固めるのではなくて、いわゆる崖から離れたところに待ち受け擁壁を造れば、3メートルとか4メートルの擁壁で済むわけですよ。非常に費用対効果が高く、あの辺に住んでいる人の安全も守れる、なおかつこの土地も有効に生かせる。そういうことを一つ一つ解決していこうじゃないですか。だったら今疑問が出ている、いやいやいや、こんなに時間

がたっても、着工しなくて済むというのは、あの土地は何か土地を買ってあげるのが目的だったんじゃないかという、私に言ってくる人もいます。なおかつその証拠に、既存のポンプ場が駄目にならないじゃないか。森岡さん、メンテナンス費用が幾らかかっているのか聞いてくれと言われて、それで、この間、脊古課長に質問をしたんですけどね。だから、一つ一つそういう疑問を解決しながら、やはり市屋区民の人たちと友好的な関係を維持して、それにはやっぱり説明責任が果たせるような、まず甲との話を私は進めるべきだと思います。続いて、農地転用の許可の履行義務についてお聞きしたいと思います。農地法は、許可を受けた事業を速やかに実行することを求めていますね。これは、自治体によって、それが半年なのか、1年なのかというのは、その自治体の判断にもよるとのことなんですけど、実行が遅れていることに関して、太地は、その報告書を、那智勝浦町の町長から求められて出したというふうに、3月の議会で答弁しておりますが、その後、那智勝浦町の農業委員会、それから、最終決裁者である県の農業会議と協議はしておりますか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

令和8年2月10日に、那智勝浦町の農業委員会から、農地転用許可後の工事進捗状況報告についてとありまして、2月18日付で報告しております。その後、特に、これ以降報告等は行っておりません。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

私、那智勝浦町の農業委員会、それから県の農業会議に問合せをいたしました。農転の許可を受けて、3年も4年も実行されないという事例があれば教えてほしいと聞いたら、両方とも、自分が知る範囲ではないというふうに答えております。これ確認してください。ないそうです。だとしたら、那智勝浦町の町長の求めに応じて、こちらが報告書を上げるのではなくて、やはり一日も早く、これ我々は太地町民のために、着工しなきゃいけないわけですから、なぜ自ら進んで、この問題を解決するために、農業委員会だとか、県の農業会議となぜ協議しないんですか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

先ほどの2月18日の農業委員会への報告の中で、市屋区の住民の反対が1人でもあれば、建設しないという町の方針を伝えさせていただいております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

もっとね、やっぱり、事は重大なわけですから、真摯に対応してほしいと思います。私は、これは場合によっては、農地転用許可の取消しもありますかというふうに、県へ問い合わせしましたら、一般論として、今回の問題とはじゃなくて、一般論として、もちろんある。今までやったこともあるということでした。そうなってしまっっては、もう大変なことになりますから、ぜひ自らが農業委員会だとか、農業会議の信頼を得るように、自分のほうからアクションを起こしてほしいと思います。そうでないと、本当にポンプ場というのは老朽化が切羽詰まっているのか、あるいは一部の住民から出ているポンプ場建設が目的ではなくて、土地の購入自体が目的だったんじゃないかとか、そういうやっぱりこれだけ延びると、いろんな声が、私の元に届いてきます。これを払拭するには、私は一度は、もう農地転用の許可を取下げ申請、これはもう太地町がやるしかないですね。また、土地の所有者との契約の解除も含めて、真摯に協議をする。解除しろとは言わないですよ、真摯に協議をする。そういったことも含めて、あるいは、新たに土地を探す。そういうことを速やかにやらなきゃいけないと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（花村 計君）

久保総務課企画員。

○総務課企画員（久保亨一君）

今の現段階では、やはり事業執行というのは、町としても粛々と進めたいなと考えておる中で、市屋区の同意を得るのが、先決かなと考えています。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

3 回にわたって一般質問しましたが、私の言わんとするところには、きちっと答えていただいてないですね。反対してる人が賛成に回るのを待つ。それでは何の解決にもならないと私は思います。なぜなら、議会であのポンプ場はもう建て替えしないと駄目なんだというふうに、承認を求めています。なおかつ、設計料の実行されなかったにしても、一部しか実行されなかったにしても、2, 300 万円という大変多額な設計業務委託料の承認も、我々議会は求められたわけですね。そういう背景を含めると、ただ私は誓約書を交わしたから、もうこの問題は解決したというのでは、何の解決にもならないと思いますので、誠意を持って速やかに行動を起こしていただきたいと思います。なかなか一步も前に進まないの、次の質問事項2、台風6号と注意報・警報についてお聞きしたいと思います。まず、避

難所について、6月2日午後3時33分に、防災無線から本日午後4時に太地町多目的センター及び駅舎防災複合施設を避難所として開設しますというアナウンスが流れました。その2か所の避難した人数を教えてください。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

2か所につきましては、多目的センターが16名の避難者、もう一つが、駅舎防災複合施設を開設し、3名の避難者がおりました。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

これ、私も何度か、何度一般質問したかもう記憶にないぐらい何回も言っておりますが、駅舎防災複合施設を土足禁止にすべきだというふうに、何度も提案をしています。今回も、アナウンスが流れてすぐ、確認に行きました。そのときは2名避難しておりましたが、やはり土足でした。この土足禁止を採用しないという大きな理由というのは何なんのでしょうか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

土足禁止にしない理由ということなんですけども、この場所につきましては、ほかの利用もあります。今回のような一晩のみの避難の場合は、現行どおり土足としまして、簡易ベッド及び畳マットを設置して対応しております。ただ、長期的な避難が想定される場合につきましては、土足厳禁の対応も今後検討しやなあかんのかなというのは考えております。以上です。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

いや、たとえ1日だろうが何だろうが、私は駄目だと思います。私は、2004年に日本建築家協会の災害対策責任者になって、毎年のように災害が起きて、全国津々浦々の被災地の避難所を見て回っております。土足が許されている避難所はないです。みんな国のガイドラインを守っています。国のガイドラインご存じですか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

すいません。ちょっと国のガイドラインまではちょっと確認しておりません。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

先ほど由谷課長は、今回は突発的で1日限りだったから。だから長期になったら土足禁止も考えるということ。実は、マニュアルにはこういった書いてある。例えば。ここが避難所に指定されたとします。そうすると、土足ですよ。ところが、国のガイドラインには何て書いてあるか。安心できる衛生環境づくりのために、生活エリア、いわゆる横になったり、座ったり、話をしたり、エリアから十分離れたところに土足禁止ラインを明示することって書いてあります。例えば、ここが避難所になった場合は、ここに何かテープ貼るなりなんなりして、土足禁止にしないよと書いてある。この根拠は何かと言うと、日本環境衛生センターは、避難所が土足であれば、非常にウイルスの発生だとか、いわゆる伝染病の発生だとか、そういう危機が非常に高くなると、だから寝泊まりするところは土足禁止にしないというふうになっているわけです。だから、かたくなに、あそこの駅舎はふだんは、ほとんどの場合は、ほかの使い方をしているというふうな答弁ではなくて、そういう場合は、寝泊まりするところは必ず土足禁止ラインを敷いて、環境衛生を守りなさいと、国は強く言ってるわけですから、ぜひ次のもう恐らく今月来月と何度も避難所開設がアナウンスされると思いますので、前向きに検討してほしいと思います。それから、今回、もう皆さんご存じのとおり、5月29日から防災の気象情報の在り方が変わっております。それで一つ確認したいんですが、私、今年引っ越しをして、家の前に聴覚障害者、いわゆる聾者がいるんですが、聾者に対する対応というのは、どういうふうにしておりますか。

○議長（花村 計君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

今回のケースについては、家のほうに訪問させてもらいまして、その避難所開設することとか、もし、避難所に行くのであれば、送迎もするというようなことを問合せさせていただきました。本人も、メールのほうで放送のほうを受けるようにしてくれておりますので、確認はできると思うんですが、一応念のために訪問して、確認をさせていただきました。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

ありがとうございます。私も、当日いち早く、この聾者、それから近隣の高齢者を移動しましょうということで呼びかけをしました。恐らく役場が来たのはその後だと思います。そ

れと、台風6号の後なんですけど、もう一度大雨が降ったときありますね。6月7日、これ日曜日なんですけど、住民から問合せがあったんです。防災無線から、当地域に気象警報が出ました。今後の気象情報に注意してください。これ台風6号の後だったせいだと思うんですが、年寄りが私んところに来て、森岡さんさっきのマイクで言ったのは、何の警報なんだというふうに聞かれました。私はすぐ気象庁のホームページ見たら、波浪警報だったんですね。これやはりこのアナウンスは気象警報ではなくて、波浪警報だというふうに正確に伝えないと、事故は防げないと思うんです。これ、恐らく日曜日だからこうになってしまうのかと思ったんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

新しい気象情報の発令に伴いまして、気象警報につきましては、町の放送ではなくて、県の放送で一斉に入るようになっております。ですので、このときも波浪警報の発令ということで放送したと私は認識しております。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1番（森岡茂夫君）

いえ、気象警報だったんです。確認してください。だから、高齢者は私の家に来たんだと思います。私もあのメールを受け取っていますが、波浪警報とは書いてないですね。気象警報と書いてありました。ぜひ、いや、揚げ足を取っているわけじゃないので、改善できるのであればしましようよという呼びかけです。ぜひ前向きに検討してほしいと思います。それから、5月29日から大きく防災気象情報が変わりました。台風6号で、初めて、この情報が変わって最初に古座川がレベル5の警報が出ましたね。これやっぱり周知徹底するまでは、とても時間がかかると思います。だから、まちのほうも何らかの、例えば回覧板にそういうことをアナウンスするとか、そういうことをお願いをしたいと思います。これ何か計画ありますか。

○議長（花村 計君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

すいません、特に今のところ情報提供するかというのはちょっとあれなんですけど、その辺については、また今後いろいろ状況を見ながら考えたいと思います。

○議長（花村 計君）

1番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

私も要求するばかりじゃなくて、今月内には、また公民館で、この辺のところを分かりやすく説明をしたいと思います。これはもう本当に、情報があるかないかというのは、もう本当に命を分けますので、重要なことだと思います。先日フィリピンで大きな地震がありましたね。あのとき、私心痛めたのは、あるいは幼稚園なのか小学生なのか、先生の指示で広っぱに、恐らくグラウンドに、園庭に集められたんだと思います。もうこんなふうに揺れていて、もうみんな泣き叫んでましたよね。それで、この防災気象情報というのも、やっぱり弱者、そして、子供たち、高齢者に、物すごい大事だと思うんですが、学校では何か対応を行ったのでしょうか。

○議長（花村 計君）

森本教育次長。

○教育次長（森本直樹君）

ふだんから津波に関しては、訓練を定期的に行っておりますし、この気象情報の変更ですか、これについても、事前に学校側と協議して、このような対応をするということを取決めをして、保護者にも周知をする。そういった形で今運営しております。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

これ、とにかくもう、特にせんだつてのような河川の氾濫や何かに関しては、もう事前の情報というのがもう非常に命綱になりますので、ぜひきちっと対応してほしいと思います。もうこれで二つの質問を終わりますが、一つ付け加えておきたいと思います。市屋の4号ポンプ場辺り、あれ台風6号のとき、あの辺の状況は確認されてますか。

○議長（花村 計君）

脊古産業建設課長。

○産業建設課長（脊古 景君）

周辺の田んぼであったり、道路というか、そういうところに冠水していたのは確認しておりますが、4号井戸の施設等については、特に問題はございませんでした。以上です。

○議長（花村 計君）

1 番、森岡君。

○1 番（森岡茂夫君）

私もすぐ確認に行って、相当4号井戸の場合は、足を高くしていますから、つからなくてよかったなと思います。ただ、その隣接地に、今回、私が質問している市屋のポンプ場を計画しているわけですけど、あれだけの水を見ると、やはり近隣住民の方が不安を持つのは当

然だなという思いを強く持ちました。この場をお借りしてお礼を言いたいのは、9年ぐらい前ですか、小学校から平見上がってくところの谷にある用水路があふれて、新屋敷地区、水ノ浦地区、寄子路地区が水につかりました。私の実家は畳までは来なかったんですけど、玄関まではつかりました。その後、建設課に頼んで、簡易な堰堤というんですかね、枝をつまらないような工事をやっていただいております。今回6号のときも、私何度も確認行っただんですが、行くたびにきれいになっている。恐らく相当建設課が、きちっと対応してくれたと思います。ありがとうございます。私の質問は以上で終わります。

○議長（花村 計君）

森岡茂夫君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、本会議中に議員の発言の中で、不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。お諮りします。閉会中の議会活動の中で調査、会議等で緊急を要する場合の出張については、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議会活動の中で、調査、会議等で緊急を要する場合の出張については、議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長（花村 計君）

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（花村 計君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。令和8年第2回太地町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時54分

太地町議会議員 花村 計

太地町議会議員 由谷 恭兵

太地町議会議員 水谷 育生